

議案第 3 号

我孫子市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

我孫子市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次
のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

一般職の職員の期末手当の支給割合の改定を考慮し、常勤の特別職の職員の
期末手当の支給割合を改定するため提案するものです。

我孫子市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 我孫子市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和35年条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の205</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）から（4）まで 略 3 略	（期末手当） 第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）から（4）まで 略 3 略

第2条 我孫子市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の205</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて

(1)から(4)まで 略 3 略	得た額とする。 (1)から(4)まで 略 3 略
---------------------	--------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。